



移転補償説明会を開催します！

8月も終わりに差しかかり、いくぶんか暑さもやわらいでまいりました。前号のまちづくりニュースでお知らせしました、移転補償についての説明会を開催いたします。

今回の移転補償説明会は、平成18年12月に行いましたアンケートの中で、移転補償について再度説明して欲しいという要望が多くあったことから、開催するはこびとなりました。

より具体的・身近な例として、他地区での実例を用いて、実際に移転補償としてどういったものがあり、金額がいくらであったのかをご説明いたします。

お忙しいとは存じますが、皆さまのご参加をお待ちしています。どうぞお隣ご近所お誘い合わせの上、お気軽にお越し下さい。

〈移転補償説明会のご案内〉

日時 9月 14日(金)
午後 7時～午後 9時(予定)

会場 小岩アーバンプラザ 集会室第2

内容

- ・ 移転補償の考え方
- ・ 事例紹介 …… 他地区での補償金の具体例
- ・ 共同建替を考えてみませんか？
- ・ 質疑応答



※今回の説明会の参加につきましては、18班地区内の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承下さい。

共同建替を考えてみませんか？

前号のまちづくりニュースでも触れましたが、共同化住宅の懇談会を開催します。

開催は9月29日（土）を予定しております。共同建替に関心や興味のある方はぜひお集まりください。詳細は次号のまちづくりニュースでお知らせいたします。

共同建替とは、地区内の参加する方が共同して住宅を再建する方法です。参加する方の敷地をひとつにまとめることによって敷地を有効活用し、さらに国の補助制度を利用するなどして個人の負担を減らします。

それぞれのライフスタイルに合わせた間取りを作ることができ、使い勝手の良い再建が可能となります。



ウエスト瑞江
瑞江北部地区の区画整理事業でできた共同住宅

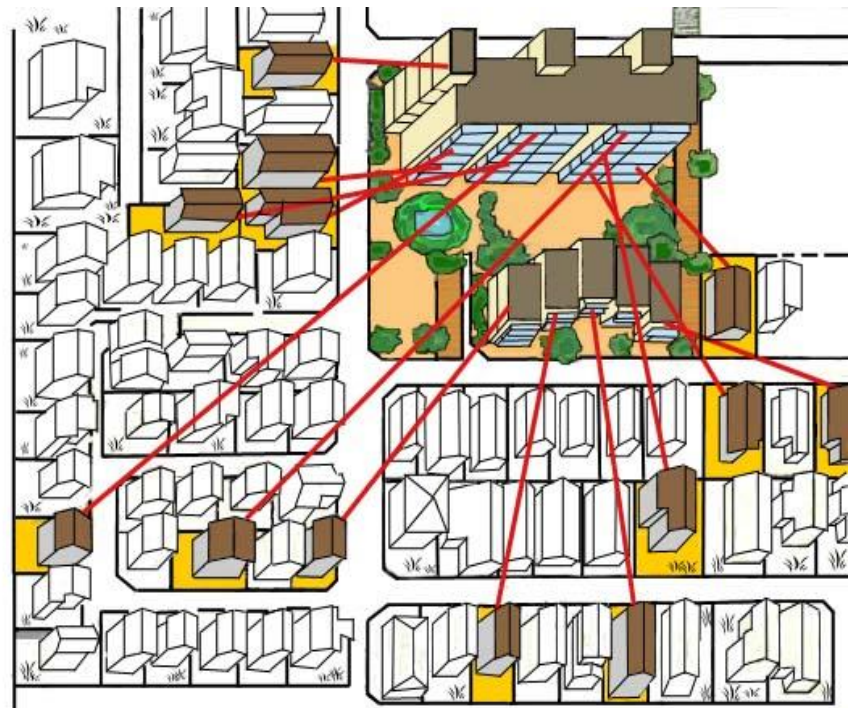
共同化イメージ

共同建替のメリット

- ・地震に強い、燃えない建物だから安全で安心
- ・ワンフロアの生活で階段の上り下りがない
- ・段差のないバリアフリー住宅にできる
- ・共同で建築をするため、コストが安く済む

こんな心配についても説明します！

- ・集合住宅のマナーってどんなもの？
- ・自分の土地がなくなるみたいで嫌
- ・画一的な間取りになるの？
- ・管理費や修繕の積み立てはどのくらい？
- ・共同建替にすると、一度の引越で済むの？



土地をお譲りください！

事業用地として、区に土地を譲っていただける方を探しています。

18班地区のまちづくりのため、地区内に土地をお持ちの方で、土地を譲ってもよいとお考えの方がいましたら、是非ご連絡下さい。

土地を譲っていただく場合、通常ですと更地が原則となりますが、今回は土地だけでなく建物を含めて、補償させていただきます。

なお、お譲りいただいた場合には、税法上の優遇処置があります。



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html